

各位

会 社 名 野崎印刷紙業株式会社 代表者名 代表取締役社長 野﨑 隆男 (コード番号:7919、東証第2部) 問合せ先 取締役管理部長 夏苅 崇 (TEL.075-441-6965)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月8日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第75期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 定款変更の理由

- (1) 会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度の導入をするにあたり、定款第7条第2項第4号及び第8条(単元未満株式の買増し)を新設するものであります。
- (2) 取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって 法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、並びに業務執行取締役等でない取締役及 び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第29条(取締役の 責任免除)及び第40条(監査役の責任免除)を新設するものであります。

なお、定款第29条(取締役の責任免除)の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

- (3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の 配当等を取締役会決議により行う旨の規定として、定款第46条(剰余金の配当等の決定機関)及 び定款第47条(剰余金の配当の基準日)を新設し、併せて内容の一部が重複する現行定款第43条 (剰余金の配当)及び現行定款第44条(中間配当)を削除するものであります。
- (4) その他、条文の新設及び削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)平成27年6月26日(金曜日)定款変更の効力発生日(予定)平成27年6月26日(金曜日)

以 上

## 【別紙】

変更案の内容は、以下のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

TD /	(下樑部分は変更固所を示しくわります。)
現行定款	変 更 案
第1条~第6条(条文省略)	第1条~第6条(現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第7条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。	第7条 (現行どおり)
②当会社の単元未満株式を有する株主は、次 の各号に掲げる権利以外の権利を行使する ことができない。	
1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利	1. (現行どおり)
2. 会社法第166条第1項の規定による請求 をする権利	2. (現行どおり)
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式 の割当て及び募集新株予約権の割当て を受ける権利	3. (現行どおり)
(新 設)	4. 次条に定める請求をする権利
(新 設)	(単元未満株式の買増し)
	第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株 式取扱規程の定めるところにより、その単 元未満株式の数と併せて単元株式数とな る数の株式を売り渡すことを当会社に対 して請求することができる。ただし、当会 社が売り渡すべき数の自己株式を有しな いときは、この限りではない。
第 <u>8</u> 条~第 <u>27</u> 条(条文省略)	第 <u>9</u> 条~第 <u>28</u> 条(現行どおり)
(新 設)	(取締役の責任免除)
	第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 ②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、その責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結することができる。
第 <u>28</u> 条~第 <u>37</u> 条(条文省略)	第 <u>30</u> 条~第 <u>39</u> 条(現行どおり)

(新 設)

(監査役の責任免除)

- 第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定によ り、同法第423条第1項の監査役(監査役で あった者を含む。)の責任につき、善意で かつ重大な過失がない場合は、取締役会の 決議によって法令の定める限度額の範囲 内で、その責任を免除することができる。
  - ②当会社は、会社法第427条第1項の規定によ り、監査役との間に、同法第423条第1項の 責任につき、善意でかつ重大な過失がない 場合は、その責任を法令の定める限度額に 限定する旨の契約を締結することができ る。

第38条~第42条(条文省略)

(新 設)

第41条~第45条 (現行どおり)

(剰余金の配当等の決定機関)

第46条 当会社は、会社法第459条第1項各号に定め る事項については、法令に別段の定めがあ る場合を除き、株主総会の決議によらず取 締役会の決議によって定める。

(新 設)

(剰余金の配当の基準日)

- 第47条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31 日とする。
  - ②当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30 日とする。
  - ③前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配 当をすることができる。

(削 除)

(削除)

(剰余金の配当)

第43条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株 主名簿に記録された株主又は登録株式質 権者に対して行う。

(中間配当)

第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9月30日の最終の株主名簿に記録された 株主又は登録株式質権者に対し、中間配当 を行うことができる。

第45条(条文省略)

第48条(現行どおり)